

安城市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

安城市長 三 星 元 人

安城市規則第 6 3 号

安城市税条例施行規則の一部を改正する規則

安城市税条例施行規則（昭和 4 4 年安城市規則第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 の 2 5 の項中「附則第 1 0 条の 3 第 1 3 項」を「附則第 1 0 条の 3 第 1 4 項」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。